○農林水産省告示第二千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　北海道富良野市字下フラヌイ一六九四の一一地先・一六九四の三二地先・一六九四の一六六地先・一六九四の二一七地先・一六九四の一四二・一六九四の一五四・一六九四の一五六・一六九四の一五八・一六九四の一六三・一六九四の一七〇（以上五筆地先六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一六九四の一六六・一六九四の二一七・一六九四の二六七（以上三筆国有林）、一六九四の九・一六九四の一一・一六九四の一二・一六九四の三二・一六九四の三三・一六九四の一五五・一六九四の一六八・一六九四の三五五・一六九四の四一〇から一六九四の四二三まで・一六九四の四二八・一六九四の五八九・一七〇〇の三・一七〇〇の四（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九四の一〇、一六九四の一五七、一六九四の一六四、一六九四の一六五、一六九四の一六七、一六九四の二一一、一六九四の四九五、一六九四の五一二、一六九四の五一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字梶原三〇二の一・三二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶原三〇二の一・三二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字大峯二六三五の一、安中市松井田町土塩字高坪二六五二、二六五三、二六九二、字栗屋入二六九三から二六九五まで、多野郡上野村大字川和字竪林乙五三三、五三四、五三五、字逆畑五四九、字久エ久保七〇三、吾妻郡東吾妻町大字大戸字稲田七九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大峯二六三五の一、字高坪二六五二・二六五三・二六九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字栗屋入二六九三から二六九五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字竪林乙五三三、五三四、五三五、字逆畑五四九、字久エ久保七〇三、字稲田七九四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県酒田市中野俣字相掛沢四〇の一三〇、四〇の一五七、四〇の一六〇、八一の二から八一の五まで、八一の七、八一の八、八三の一、八五、八六、八八の二、八九から九四まで、二九三、二九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字相掛沢四〇の一三〇、四〇の一五七、四〇の一六〇、八一の七、八一の八、八三の一、九三、九四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字羽沢字小豆沢一三六二、一三六三の一から一三六三の三まで、一三六八、一三七八、字栃久保一三八五、一三八六、一三九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字六車字セバ岩五八一の一一、一七三八、一七三九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕